

●香川県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年1月13日から同年2月3日まで一般の縦覧に供する。

平成24年1月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路 線 名 塩江屋島西線（30号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市前田西町字引妻785番35地 先から	前	8.0~11.0	150	交通安全施設事業 による歩道設置
高松市前田西町字引妻776番2地 先まで	後	11.0~14.0	150	